

愛知県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛知県後期高齢者医療広域連合広告掲載基本要綱第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の禁止広告の該当性判断のために必要な事項を定めるものである。

(禁止広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、これを掲載してはならない。広告においてリンクその他の態様で引用している他の広告が次の各号のいずれかに該当する場合の当該広告についても同様とする。

(1) 業種又は事業者

- ア 法令の規定に違反する業種又は事業者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業である業種又は事業者
- ウ イの業種に類似する業種又は事業者
- エ 消費者金融
- オ 社会問題を起こしている業種又は事業者
- カ 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連事業者
- キ 民事再生法及び会社更生法による更生手続き中の事業者
- ク その他、広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(2) 掲載内容

- ア 公共性、公益性及び品性を損なうおそれのあるもの
- イ その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- エ 違法又は不適切な商品又はサービスを提供するもの
- オ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するものその他政治活動に関するもの
- キ 宗教団体による布教推進を主目的とするものその他宗教活動に関するもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- コ 社会的に不適切なもの
- サ 国内世論が大きく分かれているもの
- シ たばこ、その他住民の健康上、好ましくないとされるもの
- ス 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触するもの
- セ 商品先物取引に関するもの

ソ 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(ア) 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集

(イ) 虚偽の内容を表示するもの

(ウ) 責任の所在が明確でないもの

タ 青少年の健全育成に支障があると認められるもの

(ア) ギャンブル等にかかるもの

(イ) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

(ウ) 暴力又はわいせつ性を連想させるもの

(エ) 残酷な描写など、善良の風俗に反するもの

(オ) その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

チ その他、広告の掲載内容として適当でないと認められるもの

(その他の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定める。

附 則

この基準は、平成29年7月3日から施行する。